

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|----------------------|------------|
| 件名 | (仮称) 荒川四丁目公園北側通路整備工事 | No.5100211 |
| 工(納)期 | 令和 7年 3月 26日 | |
| 契約締結日 | 令和 6年 12月 24日 | |
| 契約金額 | 8, 250, 000円 (消費税込み) | |

| | | |
|---------|----------------------------------|--|
| 契約相手方 | 総合造園株式会社 (法人番号：8011501007228) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|---------------------|---|
| <p>件名</p> | <p>（仮称）荒川四丁目公園北側通路整備工事</p> |
| <p>指名業者 （案）</p> | <p>名称 総合造園株式会社 所在地 東京都荒川区西日暮里二丁目40番14号 代表者 代表取締役 平松 健一</p> |
| <p>特命理由</p> | <p>本件は、（仮称）荒川四丁目公園の整備方針に沿って、付近の法定外公共物の敷地を新たに公園敷地とし、通路として整備するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、上記業者は「（仮称）荒川四丁目公園整備工事」の受注者であり、現在施工中である。</p> <p>本件の施工場所は、公園工事区域に近接しており、一部同一の工種があることから、上記業者が一体的に施工することで、円滑に工事を進めることができる。</p> <p>また、上記業者は、現場状況や施工条件を熟知しているため、迅速な現場着手が可能であるとともに、公園工事と同一業者が施工することで工程調整が不要になること、資材置場や現場事務所などを共有することが可能であり、共通仮設費等の経費の節約を図ることができる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| <p>その他 特記事項</p> | <p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> |